

第 3 期

松本市地域福祉計画・地域福祉活動計画

平成28年度～平成32年度

みんなで作ろう
ともに生きる地域の心を



松 本 市

松本市社会福祉協議会



地域福祉の推進に向けて

松本市長 菅谷 昭

日本社会はこれまで世界が経験したことのない急速な「少子高齢化」や「人口減少」に直面しています。また、不安定な世界情勢や、東日本大震災から5年を経ても先行きの見えない不安感等が、社会全体に影響を与えています。地域においても超少子高齢型人口減少社会の進展による社会構造の変化に伴い、地域コミュニティにおいて地域課題は増大かつ複雑化しているほか、核家族化の進展、ライフスタイルや価値観の多様化などにより人間関係が希薄化し、お互いさまの意識が低下しています。

本市では「健康寿命延伸都市・松本」の創造を目指すべき都市像として掲げ、地方創生がさげられる以前から、いち早く「人の健康」を基盤に様々な分野をより良い状態、すなわち健康に保つという視点でまちづくりを進めてきました。そして誰もが願う「健康寿命延伸」を追及してきた成果がここ2～3年で、若年女性や総人口の減少率の低さや、国をはじめとする多方面からの注目を集めているところに表れてきており、その理念が市民の皆様に着実に定着してきたことを実感しています。

今後は、これまで市民の皆様と築きあげてきた普遍的な価値観「健康長寿延命都市・松本」の確かな実現に向け、市民一人ひとりが、将来に希望と誇りと責任をもって、生きいきと暮らせるまちづくり「生きがいのしくみづくり」を目指します。

このたび策定いたしました「第3期松本市地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、このように全ての人々が生きいきと暮らせるお互いさまの地域に向けて、市民の皆様と市や社会福祉協議会が一体となって、一歩踏み込んだ取組みを進めるための本気の計画です。福祉とは、限られた弱者救済のサービスを提供することではなく、一人ひとりの多様な困りごとを、地域全体の課題として捉え、住民が主体となって課題解決に向かうことを目指したものです。

本市において、第1期松本市地域福祉計画策定当初から推進されてきた、それらの取組みこそ、まさに松本らしい地域づくりや地域包括ケアシステムの構築につながるものであり、10年20年先の地域を変えるものです。市民の皆様には計画策定の趣旨をご理解いただき、一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

おわりに、計画の策定にあたり熱心に議論を重ねていただいた「地域福祉計画策定委員会」「健康福祉21市民会議」の皆様をはじめ、アンケート調査等において貴重なご意見ご提言をいただいた多くの市民の皆様に心から感謝を申し上げます。

平成28年7月

第3期松本市地域福祉計画・

地域福祉活動計画の策定にあたって

松本市社会福祉協議会長 渡辺 聡



超少子高齢型人口減少社会の進行を背景に、経済的困窮や社会的孤立状態にある生活困窮者の増加や深刻化する子どもの貧困、子どもの犯罪被害やいじめ、認知症行方不明者の増加、高齢者、障がい者の虐待や悪質商法被害など、地域社会や家庭の様相は大きく変容し、複雑で多様な福祉課題が顕在化しています。

このような状況のなか、「福祉のまちづくり」を使命とする当会には、こうした地域社会の多様な福祉課題を受け止め、その解決に向けた具体的な仕組みづくりが求められています。

当会では、平成23年度に策定した「第2次地域福祉活動計画」に基づき、災害時に備えた日頃からの近隣住民同士による絆づくりである、「見守り安心ネットワーク活動」を重点的に全市に広げるための啓発活動をはじめ、地区社協及び町会福祉部等に対する様々な支援・協力やボランティア講座、炊き出し訓練、出前講座等を通じて地域の福祉力向上に取り組んできています。

このたびの「第3期松本市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の策定にあたっては、松本市が策定している地域福祉計画と連携を図り、住民にとってわかりやすい計画とするために、松本市における地域福祉推進の取組みを一体的に示す計画として策定を行いました。

第3期松本市地域福祉計画・本計画におきましては、計画スローガンである「みんなでつくろう ともに生きる地域の心を」を目指して、松本市との一層の連携のもと、これまでの取組みのさらなる充実を図るとともに、地域包括ケアシステムの構築などの新たな取り組みを進め、引き続き地域福祉の推進を図ってまいります。

本計画の推進にあたりましては、地域住民の主体形成が何より必要であります。それには長い時間が必要です。松本市や当会では本計画の推進のためこれまで以上に地域に寄り添い、住民への継続的な働きかけや財政的支援を行っていくことが重要であるとの考えのもと、今後とも地域福祉の推進へ積極的に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりましては、熱心にご審議をいただきました地域福祉計画策定委員会及び地域福祉活動計画検討委員会の委員の皆様をはじめ、各種調査にご協力いただきました多くの市民の皆様にお礼を申し上げます。

平成28年7月

目次

第1編 計画策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置付け	3
3 計画期間	5
4 計画の策定体制	5
第2編 地域福祉推進の課題と背景	7
1 地域福祉を取り巻く状況	8
2 第2期計画・第2次社協活動計画の考察	10
3 地区別計画からの考察	12
第3編 地域福祉推進の基本的な考え方	13
1 スローガン	14
2 コンセプト	14
3 計画の重点目標	16
第4編 計画の推進手法	17
1 地域福祉推進の「行動デザイン」	18
2 活動圏域の設定	20
第5編 計画の推進体制	21
1 推進体制	22
2 計画の進行管理・評価	24
第6編 重点目標展開のプロセス	25
1 地域の担い手づくり	26
2 地域の見守り体制づくり・相談窓口の充実	31
3 地域で見えづらい課題に気づきあう	36
4 重点目標の推進について	40
第7編 その他検討課題	41
1 その他検討課題について	42
資料編	43



第1編

計画策定に当たって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画期間
- 4 計画の策定体制

1 計画策定の趣旨

「地域福祉」とは、身近な地域において市民一人ひとりが主役となり、地域で暮らすすべての人が共に支えあい、お互いさまの「福祉のまちづくり」を目指すものです。

超少子高齢型人口減少社会の急速な進展により、地域において複雑化・多様化する福祉課題の解決には、行政だけでなく、市民や地域の力を合わせる必要があります。地域の中には様々な特技や能力を持つ人や活動が出来る人、団体が多くあります。そして、課題解決に欠かせない、それらの情報を持っているのは地域住民自身です。それらの大切な“人財”を活かしながら、一人ひとりの生活の拠点である地域が、その状況に合わせて主体的に動かなければ課題解決に進むことはできません。

そこで、第3期松本市地域福祉計画・地域福祉活動計画（以下「本計画」という。）は、「住民が主体となった地域福祉推進の取組みを行政と社会福祉協議会が支えていく」ことを目的として、次の点に主眼を置いた計画を策定しました。

(1) この計画では、長期的な視点に立ち住民の主体形成を目指します。

福祉課題の中には比較的短期間で結果が出るものがある一方で、地域住民の主体性を形成するためには長い時間が必要です。5年、10年先の地域の姿を見据えるとともに、市や松本市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）は地域に寄り添い、住民への継続的な働きかけや財政的な支援などの基盤整備を行う役割を担います。そこで本計画では住民の主体形成に向けた基本的なコンセプトをまとめました。

⇒P 14

(2) この計画は、推進項目を絞ったアクションプランです。

従来の計画は、福祉課題をすべて網羅する計画として目標を掲げていましたが、本計画はこの5年間で特に力を入れていきたいことを重点目標として絞り込むことで、地域において計画の実行可能性を高めることを重視しました。

⇒P 16

(3) この計画では、目標達成に向けた仮説に基づく福祉活動のプロセスを示します。

本市においては公民館・福祉ひろば等を中心として、長らく活発な地域活動が行われてきました。既に地域では多様な担い手による福祉活動が行われています。それらの活動と行政施策等を、一つの目標に向けて関連付けて再構築することで、目標の達成を目指します。そこで本計画に重点目標展開のプロセスを一例として示します。

⇒P 25

(4) この計画の実行は、地域包括ケアシステムの構築につながります。

各地区で行われている既存の取組みを継承し、住民主体の地域福祉の推進を図ることが、地域包括ケアシステムの構築につながります。

2 計画の位置付け

(1) 根拠法令

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づき、地域福祉を総合的に推進することを目的として市町村が策定する計画です。

(2) 松本市社会福祉協議会 地域福祉活動計画との一体的な計画策定

地域福祉活動計画（以下「社協活動計画」という。）は、住民や各種団体の自主的・自発的な福祉活動の活性化を図ることを目的に、市社協が策定してきた活動計画です。

これまでも第2期松本市地域福祉計画と第2次社協活動計画は相互に連携を図りながら地域福祉の推進を図ってきましたが、今後より一層の連携を図るとともに、地域住民にとって分かりやすい計画とするためにも、本計画からは松本市における地域福祉推進の取組みを一体的に示す計画として策定します。

本計画においては、地域福祉の推進手法や具体的な重点目標の展開プロセスを示し、具体的な計画の推進を図ることで、社協活動計画としての役割を持たせています。

社会福祉法（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

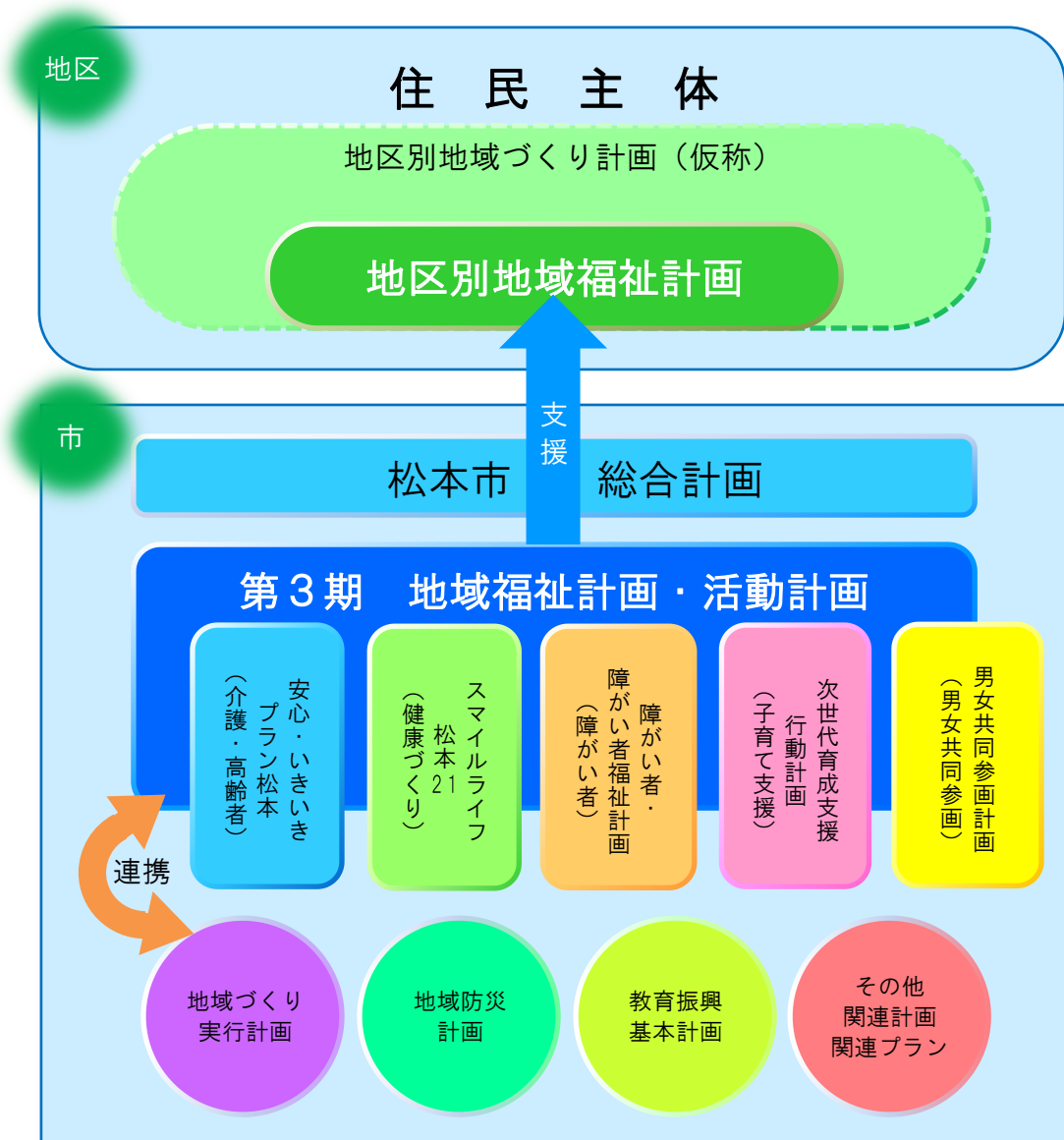
- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(3) 地区別地域福祉計画との関係

市町村が地域福祉計画を策定する際には、「地域住民の意見を十分に反映させること」が必要であるため、本市においては地区ごとに地区別地域福祉計画（以下「地区別計画」という。）を策定し、地区ごとの課題や状況を明確にした上で、それぞれの地区の取組みを支援するための計画として全市版の「松本市地域福祉計画」を策定しています。

(4) 松本市総合計画及び各種個別計画との連携

本計画は松本市総合計画を上位計画としたもので、地域福祉を推進する総合的な計画として、健康福祉等の各部門で策定している計画と連携を図ります。併せて、それらの個別計画のすき間を埋める計画として位置付けるとともに、個別計画と地域での取組みをつなぐ役割を担います。



3 計画期間

平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

4 計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、多様な主体が参加することを重視しながら、次のような取り組みを行いました。

(1) 計画策定委員会の設置

市の健康及び福祉に関する事項について審議する「松本市健康福祉21市民会議」の事務局である「福祉ひろば（地域福祉）専門員会」を策定委員会としました。また、社協活動計画との一体的な計画策定のため、社協活動計画検討委員会を合同開催し、市社協から選出された委員が参画しました。

委員には、町会長や町内公民館長（経験者を含む。）、地域実践者、民生委員、研究機関（大学）、社会福祉法人等が参加しており、地域の実情に即した計画策定を行うため、アンケート調査等で把握された地域の声などをもとに、委員会の中で3回にわたるワークショップを行うなど、幅広い意見の集約に努めました。

(2) 各種調査の実施と調査結果のデータ分析

地域の実情や住民の声を計画に反映させるため、各種調査を行ったほか、関連計画策定のための調査結果等も参考にしています。

そして、専門家を交えて調査結果のデータ分析を行いました。

第2期計画進捗状況調査 (27年2月実施)	第2期計画で数値目標のある施策について、実施状況、今後の方向性等について調査を行いました。
地区別計画状況調査 (27年3月実施)	「地区別計画」の推進体制や地区で必要とする支援等を把握するため、地域づくりセンターで地区内の意見の取りまとめを行いました。
市社協ヒアリング調査 (27年10月実施)	地域ではなかなか見えづらい課題を把握するため、①福祉施設等と②実際に課題や困難を抱える方の声のヒアリングを行いました。
その他参考にしている調査結果	・市民意識調査 (第10次松本市基本計画策定のためH26年度実施) ・高齢者実態調査

	(第6期介護保険事業計画策定のためH25年度実施)
--	---------------------------

(3) 庁内関係課会議の開催

本計画は、地域福祉を総合的に推進する計画であることから、他の個別計画との連携を図るため、福祉・健康・こども・地域づくり・教育・政策等の分野との調整を行いました。